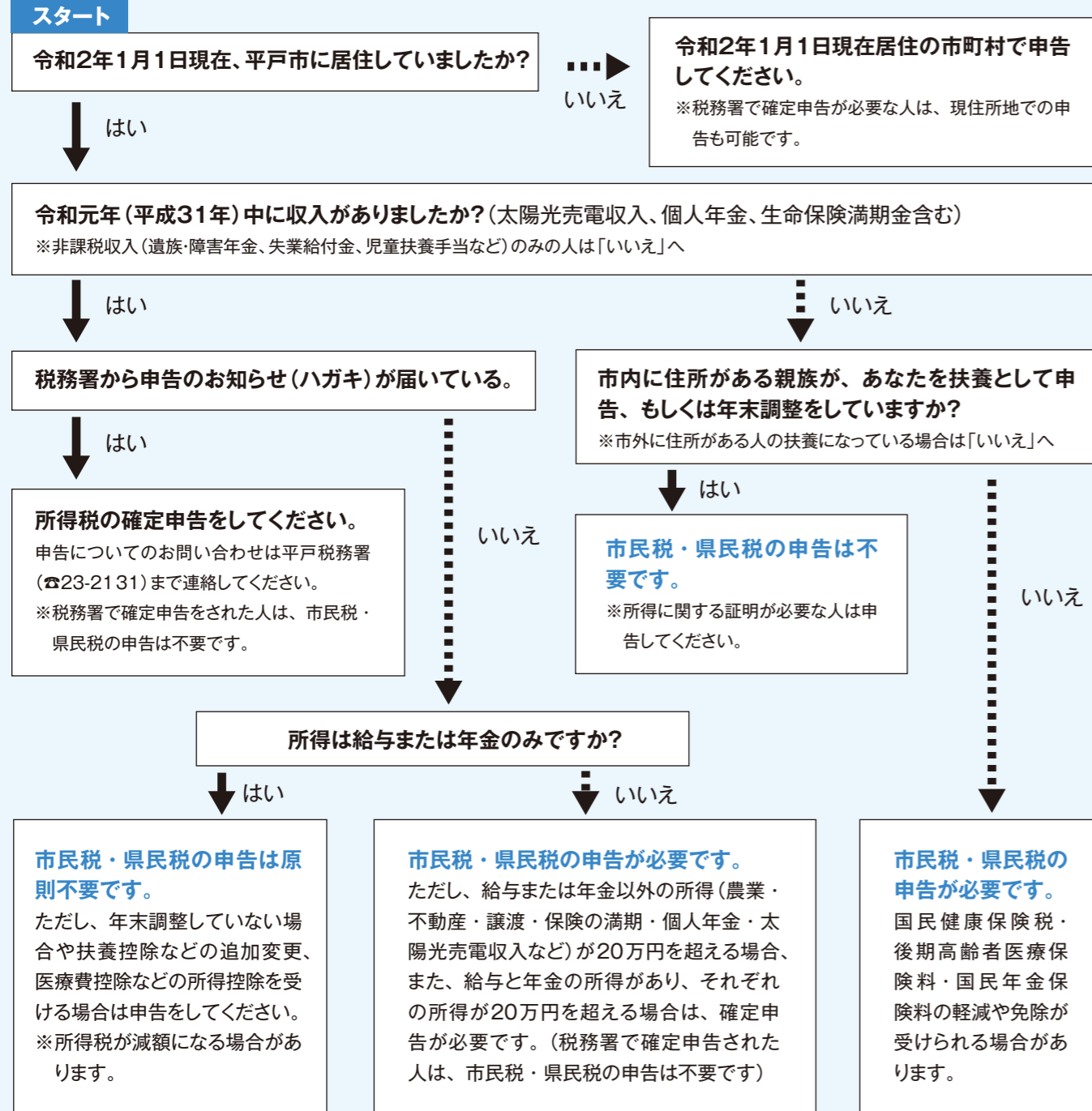


## 市民税・県民税(国民健康保険税) 申告が必要ですか。



※上記の図は申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。ここにはないケースでも申告が必要な場合があります。ご不明な点は、税務課住民税班(☎22-9116)までお尋ねください。

- **申告期間・受付時間** 2月12日(水)～3月16日(月)9:00～17:00 ※土・日曜日、祝日は除く。(申告受付および大島・度島地区を除く各出張受付の最終日は、9:00～16:00が受付時間となります)
- **申告会場・出張受付会場** 「広報ひらど2月号」に掲載しますので、ご確認ください。

※所得税の確定申告会場(2月17日～3月16日)について  
今回の申告受付は、平戸文化センターが改修工事のため、平戸税務署で行います。所得税の確定申告が必要な人は、お間違えのないようご注意ください。詳細などについては、平戸税務署(☎23-2131)までお問い合わせください。

申告が必要な人については、前年度実績をもとに1月中に申告案内を通知する予定です。また、通知がない人についても、申告が必要な場合がありますので、次のページの「申告対象者チェックシート」で確認をお願いします。確認スタート!



### 申告の時に必要なもの

- 印かん
- 令和元年(平成31年)中の所得を証明できるもの 給与・年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書、その他帳簿類
- 社会保険料控除証明書(国民年金保険料など)、生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料を含む)控除証明書
- 身体障害者手帳や療育手帳など障がい者であることを証明できるもの
- 寄附金などの支払証明書または領収書 ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された人でも、申告をすると特例申請が無効となりますので、必ず受領証明書を持参してください。
- 医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書 合計額を計算し、明細書を作成してください。  
※国外居住親族の扶養控除等を受ける場合、次の書類の提出または提示が必要です。(外国記載ものは日本語訳を添付すること)
- 親族であることを証明するもの 戸籍全部事項証明書、出生証明書など
- 扶養親族に送金したことを証明するもの 送金依頼書、クレジットカード利用明細書など  
※申告者本人および扶養親族などのマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。本人に関する次の書類(原本)をお持ちください。
- 番号確認類 マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票の写し・住民業記載事項証明書
- 身元確認類
  - ①1点で確認できるもの マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、その他の顔写真付き身分証明書
  - ②2点で確認できるもの 健康保険証、年金手帳、住民票の写し、納税証明書、源泉徴収票など
 ※代理申告の場合、次のA～Cが必要です。  
A申告者本人の番号確認書類B代理人の身元確認書類C本人が作成した委任状や戸籍全部事項証明書などの代理権の確認書類

### 次の人は要確認!!

- 営業収入、不動産収入がある人
  - ①収支内訳書※事前に記載が必要です。
  - ②帳簿、報酬・不動産の支払調書、必要経費の領収書など
  - ③記載した収入と経費がわかるもの(領収書など)
- 農業収入がある人(肉用牛以外)
  - ①経費内訳表(農業所得用)※平戸市からお送りした様式です。必ず記載してきてください。
  - ②帳簿、農協などの購買年間取引実績表、必要経費の領収書など
  - ③農業に関する交付金・助成金などの通知
- 肉用牛収入がある人
  - ①経費内訳表(農業所得用)※平戸市からお送りした様式です。必ず記載してきてください。
  - ②帳簿、農協などの購買年間取引実績表、必要経費の領収書など
  - ③肉用牛売却証明書、成牛販売明細(必須)

令和元年(平成31年)分の申告時期になりました

市民税・県民税・所得税の申告はお早めに